

平成16年(行ウ)第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準 備 書 面 (4)

平成17年10月4日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



上記復代理人弁護士

堀 内 徹 也



被告茨城県知事指定代理人

吉 添 裕 明



横 田 喜一郎



清 水 洋 一



富 田 佳 之



藤 咲 和 弘



渡 辺 正 宏



谷 沢 肇



青 山 瑞 明



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

三 村 信 明



飯 田 孝



宮 田 義 憲



志 田 健 文



平成17年3月29日付け準備書面(2)の第2の10(2)(8頁)及び同年6月14日付け準備書面(3)第3の1(14頁ないし18頁)について、以下のとおり補正する。

## 第1 補正主張の要旨

被告らが、その準備書面(2)及び(3)において明らかにした、茨城県が支出した公金の額は、本件の損害賠償の請求を求める義務付け請求訴訟の対象である平成15年9月10日から平成16年9月9日までの期間に、実際に公金の支出をした日を基準とした額である。

しかし、本件においては、茨城県知事や公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)に関する財務会計行為の違法性が争われていることから、同県知事等がその本来的権限を有する「支出負担行為」及び「支出命令」に係る公金の支出が対象となり、出納長が権限を有する「支出」が対象となるものではない。

このため、治水に係る費用の負担金についての同県知事の専決権者である土木部長又は同部河川課長が行った支出負担行為又は支出命令に係る公金の支出につき、以下のとおり補正するものである。なお、同県知事の一般会計から水道事業会計への繰出金の支出及び企業局長の利水に係る費用の負担金の支出についての補正はない。

## 第2 平成17年3月29日付け準備書面(2)の補正について

同準備書面(2)につき、その第2の10(2)(8頁)の第3段のうち「48億1840万7834円」とあるのを「52億1955万2834円」に、「5億5358万5570円」とあるのを「6億9784万6570円」に訂正する。

## 第3 平成17年6月14日付け準備書面(3)の補正について

同準備書面（３）第３の１（１７頁）の記載を以下の１のとおり補正するとともに、同準備書面（３）第３の１（１８頁）８行目以降に、平成１５年９月１０日から平成１６年９月９日までの期間における茨城県知事の所管する一般会計から治水に係る負担金の支出（公金の支出）のうち平成１６年度について、以下の２のとおり補充する。

１ 治水に係る負担金の支出（平成１５年度）について

平成１５年度の治水特別会計の直轄治水事業に係る茨城県の負担額のうち、４４億５８９４万６３００円（うち八ッ場ダム建設事業に係る分２億５６８８万４０００円。支出負担行為：平成１５年９月１日、支出命令：同年９月２日、支出：同年９月１０日）は、前述のとおり支出負担行為及び支出命令が平成１５年９月１０日以前に行われているため、本件において対象となる公金の支出から除かれる。

したがって、本件において対象となる治水に係る負担金の平成１５年度の支出額は、２億９６７０万１５７０円である。

２ 治水に係る負担金の支出について（平成１６年度）について

（１）国（国土交通省）は、地方財政法１７条の２第２項の規定により、平成１６年４月１日に、平成１６年度治水特別会計の直轄治水事業に係る地方公共団体の負担予定額を茨城県に対して通知している。その内容は、平成１６年度の茨城県に関係する直轄治水事業費を３３８億６０５万２０００円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る事業費は１９億２６８９万３０００円）とし、当該直轄治水事業費のうち茨城県の負担予定額を１２９億６５６万６０００円（このうち八ッ場ダム建設事業に係る負担予定額は６億３７５４万５０００円）としている（乙１４３号証）。

そして、茨城県に対する具体的な費用負担の命令としての地方負担金の納付の通知は、河川法６０条１項及び６３条の規定により、平成１６年８月１０日に、上記の負担予定額のうち６４億８７５０万２５００円（このうち八

ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は4億114万5000円) (乙144号証) について納付の通知がされている。

その通知に応じて、歳入徴収官国土交通大臣官房会計課長は、平成16年8月24日に負担額64億8750万2500円 (このうち八ッ場ダム建設事業に係る茨城県の負担額は4億114万5000円) (乙145号証) の納入告知書により、茨城県に対して当該地方負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

- (2) この平成16年度の地方負担金に係る予算については、平成16年2月25日に茨城県知事が平成16年度当初予算案 (乙146号証) として茨城県議会に提出し (概算に基づくもの)、同年3月22日に同議会において議決されている。

茨城県 (茨城県知事) は、この議決された予算に基づき、前記の納付の通知及び納入の告知により、その一般会計から、64億8750万2500円 (支出負担行為：平成16年9月8日、支出命令：同年9月9日、支出：同年9月10日) (乙147号証) の予算を執行したものである。

これらの金額は、前記の納付の通知及び納入告知書に記載された額と同額であり、茨城県知事には、この額を増減する裁量権は全くない。

したがって、本件において対象となる治水に係る負担金の平成16年度の支出額は、4億114万5000円である。

- 3 治水に係る負担金の支出について (平成15年9月10日～平成16年9月9日)

以上のとおり、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに茨城県が八ッ場ダム建設事業の治水に関して一般会計から支出した額は、平成15年度分の2億9670万1570円と平成16年度分の4億114万5000円の合計6億9784万6570円となる。

なお、同準備書面 (3) に添付した別表の1 (1) 治水についても上記に併

せて補正する。

以 上